

[事案 2023-66] 年金増額請求

・令和5年10月13日 裁定終了

<事案の概要>

主契約を増額する方法での年金額の増額を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年1月に契約した個人年金保険について、令和5年2月に年金額の増額（主契約の増額）について保険会社に問い合わせたところ、会社の定めるところにより、主契約の増額は50歳を上限としているため、増額はできないと言われた。しかし、本契約の約款や「ご契約のしおり」には50歳を上限とするという条件が全く記載されておらず、会社の決定により条件を変更できるというのは著しく公平性を欠くもので、消費者の利益を一方的に害する対応であり、極めて不当であるため、主契約を増額する方法での年金額の増額をしてほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の約款では、年金額の増額について「保険契約者は、…会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、…年金額を増額することができます」と規定している。
- (2)本契約の加入年齢の上限は50歳までとなっており、当社は、年金額の増額（主契約の増額）についても、これに準じて50歳を上限とすることを「会社の定め」としている。申立人は、当社へ問い合わせた時には50歳を超えており、年金額の増額が可能な年齢の範囲外であるため、主契約を増額する方法での年金額の増額はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、主契約を増額する方法での年金額の増額は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。